

盛久の周辺 (二)

竹本幹夫

いだらう。

前回掲出したA盛久之事Vの、長門本及び能「盛久」との最大の相違は、東国下りと刑場での奇跡の場面とを欠くことである。A盛久之事Vに対し、能の構成は、清水遙拝——東国下り——A——B——刑場の段(E・F)——G——C——舞の段——結末、の順序をとる。該本のうち、D・Hの二段を欠き、E

・Fの内容を全く異にし、Bも大分内容的にひらきがある(A・Hは盛久之事の段落。逆に、京での清水遙拝や舞の場面など能に独自の構想を有し、東国下りの段が前半のかんりの比重を占める。これに対し、長門本との対応から、A盛久之事Vが盛久の鎌倉下着以後より始まっていることは注意してよい。盛久の東国下りには南北朝期に成立した「東国下り」の曲舞という著名な先蹤があり、盛久説話にかなり早くからとりこまれていた趣向だったようだ。加えて、刑場で太刀が段々に折れる場面は、この話のクライマックスであり、これが「雑色時沢」なる人物の活躍にとってかわれる点に、A盛久之事Vの特異さをみるこ

右の二点は、能が現存長門本と共有している盛久説話の眼目で、これが無い以上、A盛久之事Vが能の典拠である可能性は全くないと言してよい。処刑がたんに頼朝の夢の告げだけで中止される筋書には、平板だが一種の合理性が感じられ、反面、頼朝と盛久との夢合せがいかに唐突であるところなどに、描写の上での舌足らずの印象をうける。

現存長門本の記事は、話の内容が能のそれと大幅には矛盾せず、処刑寸前盛久が南に向かつて念仏する部分など、細部での共通点もいくつかあるが、両者が完璧に符合するわけでもなかった。この食い違いは能作者の工夫改変の結果とされ、能の出典不明の部分についても、作者の仮構か複数典拠かのいずれかを想定せざるを得なかった。しかも、本説である長門本の成立を、能「盛久」成立以前、或は「東国下り」の曲舞成立以前にまでさかのぼらせるという前提が必要であった。ところが、長門本の成立時期を南北朝時代における根拠はどこにもないのである。長門本も又、「盛久」の本説として資格十分とはいえない

一方、A盛久之事Vの頼朝の霊夢(C)は、能「盛久」のクセの文句と似通っている。能からの引用かと思われるほどで、盛久が刑場から助け出されるところや、頼朝との夢合せの詞章にも、同様に能の情景と一脈通ずるものを感じる(F・G)。実は、A盛久之事Vの冒頭部の構成も、堀池宗活本などの室町末期観世流謡本ではむしろ一般的であった、A夢中の出V式の演出と似ていないこともない。これは東国下りの段までをそっくり省略し、鎌倉下着後の時点から話を進める方式で、出だしの形式だけは両者は共通なのである。ここから、A盛久之事Vが謡から逆に影響を受けたとも考えられそうだが、ワキの名ノリに独自の説話を含み、クセ以外では大きく相違するのは前の場合と同様だから、能成立後にA盛久之事Vの本文が作られたとは断言できない。その先後関係は不明ながら、A盛久之事Vは現存長門本とも能ともその構想を異にする、完全に別系統の説話であると考えた方がよいのではなからうか。

右は、盛久に関する説話が、単一の形ではなく、かなりの多様性を持って流布していたことを示しているように思われる。例えば、宗活本のワキの名ノリでは、盛久を土屋が丹後国成相寺で捕えたとし、そこから「生捕盛

久」なる曲が作られたが、これも一変形であらう。『謡曲拾葉抄』に、「主馬八郎左衛門盛久ハ……又号「櫛笥盛久」^{トモ}。琵琶法師平家物語云、小松殿熊野参詣に、櫛笥盛久御供して今様など舞かなで、興を催しける」との出典不明の話を紹介する。かつて、先日亡くなられた江島伊兵衛氏より、内閣文庫蔵の文化七年版『金銀図録』に、相模国大磯小判につき「旧説ニ主馬盛久ノ所造ナリ」との一条のある由、御教示頂いたことがある。謡曲の影響とともに、それとは別の伝説的色彩をも帯びた話であらう。又、盛久の話が『新古事談』にありとする長門本の一本の注記は有名だが元文五年版の国会図書館をみた限りではこれを確認できなかった。

例はまだある。「東国下り」の曲舞は盛久の捕縛・護送説話の存在を想像させるが、長門本以前に盛久説話が独立して存在したのだろうか。この作品は非叙事的な七五調の道行文であり、詩歌本文を駆使した美文であるなどの点で、早歌の影響が強いといえるが、典拠を平家物語の世界に求めたのは、作者の早歌的素養にとっては大変新奇なことであらう。この曲舞は能「盛久」の先蹤となったが、同時に、能の本説に平家物語を採用することでも先駆的意義を担っていた。盛久の説話が人口に膾炙しておらねば、本説としての

目新しさの魅力は半減したにちがいない。

恐らく、盛久説話は長門本やそれ以前の時代から、多彩なものが並列して行なわれていたのだろう。「東国下り」の曲舞と能とが同一の本説によったかどうかもさだかではない。あるものは長門本に、他のものは能の中にとりこまれ、又は独自の説話展開をとげたのではなからうか。後にはそれらが互に混淆して先後関係が不明になったのだろう。だから構想上の共通点のみから現存長門本系の本文を能「盛久」の直接典拠とするのは妥当ではない。主馬判官盛久は、我々が想像していたよりもっと大きな説話的ひろがりの中に生きたのであり、△盛久之事▽にみられるような一見奇怪な本文も、そうした世界の一つのあらわれだったと考へたい。

拙稿をなすにあたり島原松平文庫より特別の御配慮を賜わった。記して謝意を表す。

(たけもと・みきお 早稲田大学大学院生)